

# 長崎県地学会誌

第10号

1967

---

---

目 次

---

---

研究発表

- 高島炭砒における炭層中の耐火粘土質頁岩 ..... 家坂 貞男 ..... 1  
福江市五島農林センターの電気探査と  
ボーリングおよび電気検層との対比 ..... 柏原公二郎 ..... 8

教材研究

- 天体の出没方位および時角を  
ステレオ投影によって求める ..... 阪口 和則 ..... 10  
ESCPセミナーに参加して ..... 柴岩 吉郎 ..... 13

他山の石

- 北海道印象記 ..... 石井 哲夫 ..... 20

日曜地質巡検会記事 (第36~38回)

- 多良見町喜々津付近の地層と火山岩類 ..... 藤田 光 ..... 23  
佐賀県有田付近の岩石と化石 ..... 岡沢 昭 ..... 25  
雲仙登山道(旧道)の地質 ..... 小田 忠昭 ..... 26
- 
- 

昭和42年12月

長崎県地学会

# 長崎県地学会会則

第1条(名称) 本会は長崎県地学会  
(Nagasaki Earth Science  
Association) と称する。

第2条(目的) 本会は長崎県の地学に関する科学的研究や調査を行なうと共に、その知識の普及や会員相互の親睦を図るを目的とする。

第3条(事業) 本会は第2条の目的を達するため、下記の事業を行なう。

1. 地質巡検・天体観測・気象測定・海洋調査などの見学会の実施
2. 長崎県下の特定の地学的対象に関する協同研究
3. 研究発表会・普及講演会・談話会などの集会の開催
4. 会誌の発行・資料の刊行配布・学術論文の紹介と文献類の入手の斡旋
5. その他の研究や地学教育に関する事業

第4条(組織) 本会は、長崎県の地学に関心を持つ会員で組織する。

第5条(会員) 会員は、名誉会員・賛助会員・正会員・学生会員およびクラブ会員の5種とする。会員は、第3条に規定した事業に参加することができる。

第6条(会費) 会員は、別に定められた会費を前納しなければならない。

第7条(総会) 総会は正会員をもって組織し、会長これを召集し、本会運営の基本方針を決定する。

第8条(役員) 本会の役員は、会長1名、副会長1名、顧問、理事及び幹事各々若干名とする。役員は任期は2年とし、重任をさまたげない。

第9条(役員の仕事) 会長は本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐する。
- 3 顧問は本会の運営の相談にあずかる。
- 4 理事は理事会を組織し、総会で決定した基本方針に従って、本会の運営にたずさわる。
- 5 幹事は本会の会務・会計を監査する。

第10条(役員選出) 会長・副会長および顧問は理事会が推薦する。

- 2 理事及び幹事は正会員の中からえらぶ。

第11条(会則の変更) 会則の変更は、正会員の申し出により、理事会が審議し、総会に計って議決する。

第12条(会計年度) 会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

## 附則

1. 賛助会員は第2条の目的を賛助し、附則第4項に定める賛助会費を納める個人又は法人で、理事会で承認したものとす。
2. 名誉会員は、地学に関する分野で特に顕著な功績があり、長崎県に關係の深い者を理事会が推薦する。
3. 会費は、次の区分に従う。但し、経常費でまかなえない場合には別途徴収することもある。

正会員・クラブ会員 年300円

学生会員 年150円

賛助会員 年1口2,000円

名誉会員・顧問 会費の納入を要しない。

4. 理事は、常任理事、下記の地域の代表理事及び職域代表理事をそれぞれ若干名おく。  
長崎(長崎市・西彼杵郡)  
中部(諫早市・大村市・北高来郡・東彼杵郡)

県北(佐世保市・平戸市・松浦市・北松浦郡)

島原(島原市・南高来郡)

対馬(下県郡・上県郡)

壱岐(壱岐郡)

五島(福江市・南松浦郡)

5. 本会に、会計・庶務・編集などを担当する書記若干名をおく事ができる。
6. 本会の事務局は、長崎市文教町1-14、長崎大学教育学部地学室内におく。

昭和36年9月24日施行

昭和39年2月5日改正(会費)

昭和40年6月19日改正(顧問、地域区分)

昭和42年5月4日改正(クラブ会員、会計年度、顧問の会費、地域区分)